

林野火災注意報・警報の運用開始

酒田地区広域行政組合消防本部予防課

令和7年2月に起きた大船渡市の大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日より林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始します。
発令中は、屋外での火の取扱い（たき火等）はできません。

● 林野火災注意報・警報とは

林野火災予防上、注意を要する気象条件となった場合に「林野火災注意報」、危険な気象条件となった場合に「林野火災警報」を発令し、指定された区域内において、火災予防条例で定める「火の使用制限」について義務を課し、屋外での火の取扱いはできません。

● 林野火災注意報・警報が発令となる気象状況

○ 林野火災注意報

1. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
又は

2. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表された場合

○ 林野火災警報

林野火災注意報発令中に、強風注意報が発表された場合



● 林野火災注意報・警報の発令期間

毎年1月から5月までの間

● 火の使用が制限される区域

県知事が作成する地域森林計画及び国有林の森林計画を参考に、当組合が指定する山林及びその周囲（詳しくは当組合消防本部ホームページでご確認ください。）



● 林野火災注意報・警報が発令中の火の使用の制限（火災予防条例第29条）

1. 山林及び原野等において火入れ又は喫煙をしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

※当組合において喫煙とは、紙巻たばこのほか、加熱式たばこ等が規制の対象となります。

● 火の使用制限に従わなかった場合（消防法第44条）

林野火災注意報は努力義務を課すものですが、一方で、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが定められています。

● たき火の届出義務（火災予防条例第45条）

たき火を行う場合は、事前に消防署へ届出をしなければなりません。

問い合わせ先 酒田地区広域行政組合消防本部 予防課
0234-31-7146